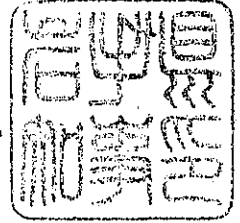


水振第 221 号
令和 8 年 6 月 9 日

岩手海区漁業調整委員会
会長 亙理 榮好 様

岩手県知事 達増 拓也



令和 8 管理年度における岩手県の特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について（諮問）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 15 条第 4 項の規定により、農林水産大臣からまさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群の本県漁獲可能量に係る通知があったことから、同法第 16 条第 1 項に基づき知事管理漁獲可能量を定めたいので、同条第 2 項により、貴委員会の意見を求めます。



担当：農林水産部水産振興課
資源管理担当 中野
Tel：019-629-5815
Fax：019-629-5824
E-mail：nobunaka@pref.iwate.jp

(案)

令和8管理年度（令和8年7月1日から令和9年6月30日までの期間をいう。）における岩手県の特特定産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まだら本州太平洋北部系群）の漁獲可能量について、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に定める数量は、次のとおりとする。

特定水産資源	管理区分	採捕に係る水域	管理の手法	知事管理 漁獲可能量	備考
まさば及びご まさば太平洋 系群	全ての漁業	左記漁業がまさ ば及びごまさば 太平洋系群の採 捕を行う全ての 水域	漁獲量の総量	4,465 トン	235 トン （5%）を 県の留保と する
まだら本州太 平洋北部系群	全ての漁業	左記漁業がまだ ら本州太平洋北 部系群の採捕を 行う全ての水域	漁獲量の総量	試行水準	

岩手県知事 殿

農林水産大臣 鈴木 憲和

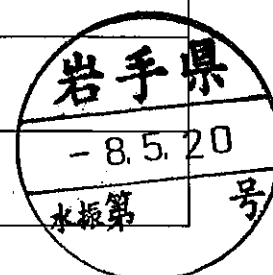
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分の通知

まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分について、漁業法（昭和24年法律第267号）第15条第1項の規定に基づき、下記の表のとおり都道府県別漁獲可能量を定めたので、同条第4項の規定に基づき、通知いたします。

記

(表) 令和8管理年度における都道府県別漁獲可能量の当初配分

特定水産資源	都道府県別漁獲可能量 (トン)	基本シェア (%)	現行水準の場合の目安数量 (トン)
まさば及びごまさば太平洋系群	4,700	6.36%	
まさば及びごまさば対馬暖流系群			
ずわいがに太平洋北部系群			
ずわいがに日本海系群A海域			
ずわいがに日本海系群B海域			
ずわいがに北海道西部系群			



ずわいがにオホーツク海南部			
まだら本州太平洋北部系群	試行水準	—	
まだら本州日本海北部系群			
まだら北海道太平洋			
まだら北海道日本海			

岩手県資源管理方針（令和8年4月1日公表：抜粋）

第1 資源管理に関する基本的な事項
（略）

第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- （1）水域
- （2）対象とする漁業
- （3）漁獲可能期間

第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

（略）

第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、特定水産資源の多くが定置漁業で採捕されている本県の漁業特性を踏まえ、漁獲量の総量による管理を基本とするが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第5～第7
（略）

第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理の方針

特定水産資源についての具体的な資源管理の方針は「別紙1-1 まあじ」から「別紙1-11 ぶり」までに、法第11条第2項第2号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない水産資源の資源管理の方向性は「別紙2-1 えぞあわび太平洋北部のうち岩手県周辺海域」から「別紙2-11 あいなめ太平洋北部のうち岩手県周辺海域」までに、それぞれ定めるものとする。

(別紙 1 - 1 ~ 7) (略)

(別紙 1 - 8)

第 1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まさば及びごまさば漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がまさば及びごまさば太平洋系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさば太平洋系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなると認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内(行政機関の休日は算入しない。)

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

- 1 本県に配分された漁獲可能量のうち、95%(1 キログラム未満の漁獲可能量がある場合は、1 キログラムに切上げ)を岩手県まさば及びごまさば漁業に配分し、残りを県の留保枠に充てる。当該留保枠は、知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、岩手海区漁業調整委員会の意見を聴いて、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

- 2 1 の規定は、本県に配分された漁獲可能量が変更された場合について準用する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の公表

知事管理区分の漁獲量の公表について、法第 31 条に定める場合に該当するか否かは、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告

別記のとおり。

(別紙 1 - 9)

第 1 特定水産資源

まだら本州太平洋北部系群 (ステップアップ管理対象資源)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

1 岩手県まだら漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

当該知事管理区分を構成する事項は、次のとおりとする。

① 水域

②に記載の対象とする漁業がまだら本州太平洋北部系群の採捕を行う水域

② 対象とする漁業

岩手県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまだら本州太平洋北部系群を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

周年

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日までとする。

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を岩手県まだら漁業に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

岩手県まだら漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。

この場合における固定式刺し網漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

また、たらはえ縄漁業等の自由漁業については、漁業実態等が明らかでないことから、まずは漁獲実態等を把握し、その上で、当該実態等を踏まえた漁獲努力量の水準及び管理の方法等を検討する。

漁業の種類	漁獲努力量 (単位：許可隻数)
固定式刺し網漁業	813隻 (許可隻数)

第 5 その他の資源管理に関する重要事項

1 資源管理基本方針の本則第 1 の 2 (5) に定めるステップアップ管理を行う。

2 漁獲可能量による管理体制の構築のため、当該資源の漁業実態等を把握し、管理における課題を整理するとともに、漁獲量等に係る情報収集体制について検討を行い、ステップ 3 の開始までに結論を得る。

(農林水産大臣による漁獲可能量等の設定)

第15条 農林水産大臣は、資源管理基本方針に即して、特定水産資源ごと及びその管理年度ごとに、次に掲げる数量を定めるものとする。

一 漁獲可能量

二 漁獲可能量のうち各都道府県に配分する数量 (以下「都道府県別漁獲可能量」という。)

三 漁獲可能量のうち大臣管理区分に配分する数量 (以下「大臣管理漁獲可能量」いう。)

2、3 (略)

4 農林水産大臣は、都道府県別漁獲可能量を定めようとするときは、関係する都道府県知事の意見を聴くものとし、その数量を定めたときは、遅滞なく、これを当該都道府県知事に通知するものとする。

5、6 (略)

(知事管理漁獲可能量の設定)

第16条 都道府県知事は、都道府県資源管理方針に即して、都道府県別漁獲可能量について、知事管理区分に配分する数量 (以下「知事管理漁獲可能量」いう。) を定めるものとする。

2 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かななければならない。

3 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

4 都道府県知事は、知事管理漁獲可能量を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5、6 (略)